

社会福祉法人福島市社会福祉協議会
評議員及び役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人福島市社会福祉協議会

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員には、勤務形態等に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- 2 評議員には、報酬を支給しないが、評議員会及びその他会議へ出席する場合に別表1のとおり費用を弁償する。
- 3 会長及び非常勤役員等の内、定期監査を行う公認会計士又は税理士等の資格を有する監事には、報酬を支給するとともに、法人業務を行う場合に別表2のとおり費用を弁償する。
- 4 常勤の役員には報酬及び通勤手当を支給する。
- 5 会長及び非常勤役員等の内、定期監査を行う公認会計士又は税理士等の資格を有する監事を除く非常勤役員等には、報酬を支給しないが、法人業務を行う場合に別表2のとおり費用を弁償する。

(報酬等の算定方法)

第4条 会長、常勤の役員及び定期監査を行う公認会計士又は税理士等の資格を有する監事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬は、別表3に定める額。
 - (2) 通勤手当は、職員の例による。
- 2 評議員及び役員等が職務のため出張したときは、別に定める職員等の旅費に関する規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会長への報酬の支給は、毎年6月及び12月とする。
 - (2) 常勤の役員への報酬及び通勤手当の支給日は、職員の例による。
 - (3) 定期監査を行う公認会計士又は税理士等の資格を有する監事への報酬の支給は、毎年5月、9月及び1月とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支給する。

(社会保険等の加入)

第6条 常勤の役員は、職員に準じ社会保険等に加入できるものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人福島市社会福祉協議会役員報酬規程（平成22年4月1日）は廃止する。
- 3 社会福祉法人福島市社会福祉協議会役員費用弁償規程（昭和53年4月1日）は廃止する。

別表1 評議員の費用弁償額

日額 5,000円

別表2 非常勤役員等の費用弁償額

日額 5,000円

別表3 常勤役員等の報酬

- ・会長 年額 400,000円
- ・常務理事 年額 3,096,000円
- ・定期監査を行う公認会計士又は税理士等の資格を有する監事
年額 200,000円